

手数料の返還について

紹介した人材（求職者）が専ら本人の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、次の基準により求人者に紹介の対価の一部を返還するものとし、返還の時期・方法については求人者と協議の上その都度定める。

就任辞退、退職、解雇が

就任後 1 ヶ月未満の場合	: 紹介の対価の 80%
就任後 1 ヶ月以上 3 ヶ月未満の場合	: 紹介の対価の 50%
就任後 3 ヶ月以上 6 ヶ月未満の場合	: 紹介の対価の 20%

〈許可番号〉 27-ユ-030220

〈事業所の名称〉 株式会社インターテクノ

〈事業所の所在地〉 大阪市浪速区湊町 1 - 2 - 3
マルイト難波ビル9F